

第 890 回教育委員会定例会会議録

1 招集日時 平成 29 年 2 月 10 日（金）午後 1 時 30 分

2 招集場所 教育委員会会議室

3 出席者 高橋教育長，伊藤委員，佐竹委員，奈須野委員，齋藤委員，千木良委員

4 説明のため出席した者

鈴木教育監兼教育次長，志子田参事兼総務課長，伊藤教育企画室長，沼倉福利課副参事，山本教職員課長，清元参事兼義務教育課長，門脇特別支援教育室長，岡高校教育課長，横山参事兼施設整備課長，松本スポーツ健康課長，鎌田全国高校総体推進室長，新妻生涯学習課長，田村全国高校総合文化祭推進室長，山田技術参事兼文化財保護課長 外

5 開 会 午後 1 時 30 分

6 第 888 回及び第 889 回教育委員会会議録の承認について

教 育 長 (委員全員に諮って) 承認する。

7 第 890 回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名，議事日程について

教 育 長 佐竹委員及び齋藤委員を指名する。
本日の議事日程は，配付資料のとおり。

8 秘密会の決定

6 議事

第 2 号議案 職員の人事について

第 4 号議案 宮城県多賀城跡調査研究委員会委員の人事について

第 5 号議案 東北歴史博物館協議会資料収集専門部会委員の人事について

第 6 号議案 宮城県文化財保護審議会部会委員の人事について

教 育 長 6 議事の第 2 号議案及び第 4 号議案ないし第 6 号議案については，非開示情報等が含まれているため，その審議等については秘密会としてよろしいか。
(委員全員に諮って) これらの審議については，秘密会とする。
秘密会とする第 2 号議案については，本日速やかに処理する必要があるため，先に第 2 号議案を審議することとし，残る案件は，10 の次回教育委員会開催日程の決定後に説明を受けることとしてよろしいか。
(委員全員異議なし)

※ 会議録は別紙のとおり（秘密会のため非公開）

9 議事

第 1 号議案 新県立高校将来構想第 3 次実施計画について

(説明者：鈴木教育監)

第 1 号議案について，御説明申し上げます。

資料は，1 ページから 5 ページ，及び別冊の実施計画書である。

はじめに，資料の 2 ページを御覧願いたい。

「1 第 3 次実施計画の位置づけ」であるが，新県立高校将来構想の実施計画は，平成 23 年度から平成 32 年度までの 10 か年を期間とする新県立高校将来構想を着実に推進するため，基本的な計画期間を 5 年間として策定することとしており，社会の変化や高校教育改革の取組に係る成果・課題等の検証結果等を速

やかに次の実施計画に反映できるよう、原則的に3年ごとに見直しをすることとしている。

今回お諮りする第3次実施計画については、平成29年度から平成32年度までの4年間における県立高校教育改革の具体的な取組を示すものである。

次に、「2 第3次実施計画策定の視点」であるが、平成22年3月に策定した第1次実施計画及び平成25年2月に策定した第2次実施計画をもとにしながら、新将来構想策定後に発生した東日本大震災以降に生じた課題や社会情勢の変化、宮城県震災復興計画で示された復興の方向性、さらには、教育振興基本計画や産業教育審議会の提言等を踏まえ検討を行っている。

次に、「3 第3次実施計画の主なポイント」であるが、まず、「(1) 中学校卒業生数及び必要学級数の見通し」については、中学校卒業生数は平成32年度までに約2,800人減少し、次のページ(3ページ)の必要学級数は平成32年度までに35学級減少する見通しとなっている。

また、「(2) 学校配置計画・学科改編」については、本吉地区における高校の再編、次のページ(4ページ)の南部地区における職業教育拠点校の新設、そして、水産高校の調理系学科体制への見直しを掲載している。

さらに、次のページ(5ページ)には「(3) 通信制課程の充実強化」として、美田園高校における教育支援について載せている。

なお、第3次実施計画の内容ではないが、「4 次期県立高校将来構想の策定について」として、2年前倒しで策定することとし、来年度より議論を進めていく旨、記載している。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、詳細については、教育企画室長から御説明申し上げます。

(説明者：教育企画室長)

それでは、引き続き、第3次実施計画について、別冊により御説明申し上げます。

別冊「新県立将来構想第3次実施計画」の1ページを御覧願いたい。

「第1章 実施計画の策定に当たって」については、策定の趣旨や計画期間等について記載している。

次に、2ページから15ページまでの「第2章 高校教育改革の取組」については、平成29年度から32年度までに取り組む具体的な内容について、新県立高校将来構想において定める高校教育改革の取組の5つの方向性である「1 学力の向上」、「2 キャリア教育の充実」、「3 地域のニーズに応える高校づくりの推進」、「4 教育環境の充実・学校経営の改善」、「5 東日本大震災からの教育の復興に向けた取組」に沿って記載している。

主な新規の取組としては、2ページの「1 学力向上」では、表の下から2つ目に「教科指導におけるICT活用を進めるMIYAGI Styleの推進」を、3ページの「(2) 知識を活用した課題解決力の育成」では、表の2つ目に「アクティブ・ラーニングの手法により、知識の活用力を身に付け、協働して問題を解決したり、新たなことを創造する力を育成すること、さらに4ページの「(3) 人間関係を構築する力の育成 ③部活動の促進」では、表の下から3つ目に「生徒のバランスの取れた生活や成長に配慮した、部活動の適切な休養日設定の推進」などを追加している。

また、11ページの「4 教育環境の充実・学校経営の改善」では「(1) 教員の資質能力の向上」の2つ目に「教員が自己の崇高な使命を深く自覚し、意識の向上に努めること」や、12ページ上段に「OJTの強化を図り、教員同士が日常的に学び合える校内研修の充実」を追加している。

次に、16ページを御覧願いたい。

「第3章 社会情勢の変化に的確に対応した学科編成・学校配置」では、今後の学科編成及び学校配置の在り方について記載している。

まず、第2次実施計画からの再掲載になるが、「1 水産高校、農業高校及び気仙沼向洋高校の再建」では、東日本大震災により、校舎等が被災した3校の新しい学校づくりに向けた方向性を記載している。

17ページから19ページの「2 学科編成について」では、全日制課程、定時制課程、通信制課程のそれぞれのあり方について、19ページでは職業教育拠点校の新たな設置について記載している。

次に、20ページを御覧願いたい。「3 学校配置について」では、再編の基本的な考え方を記載している

が、地域との関わり、機会均等への配慮や学校活力を維持し得る規模、市立・私立高校との協調した取り組みなど内容についてはこれまでと変更はない。

「①各地区の中学校卒業生数の見通し」であるが、現将来構想の期間である平成23年度から平成32年度までの10年間の地区別の中学校卒業生数及び必要学級数について、統計調査に基づき改めて算定した結果、中学校卒業生数は10年間で全县ベースで約2,800人減少する見通しであり、「②各地区の必要学級数の見通し」では平成32年度までに35学級減少する見通しとなっている。

なお、参考として、平成22年度から平成43年度までの中学校卒業生数の全县の実績及び見通しのグラフを掲載している。

平成22年度には中学校卒業生数は22,797人となっていたが、途中若干の上下はあるものの、右肩下がりの状態が続き、平成43年度には18,972人、平成22年度に比べて約4,000人の減となる見通しとなっている。

次に22ページを御覧願いたい。「4 学校配置計画・学科編成」についてである。

まず、「(1) 本吉地区における再編」については、第2次実施計画の追加計画として、平成26年7月に公表しているものであるが、気仙沼高校と気仙沼西高校の再編について、完成年度が平成30年度(平成30年4月)であることから、第3次実施計画においても再度掲載しているものである。

また、「(2) 南部地区における職業教育拠点校の新設」であるが、南部地区における今後の生徒数の減少を踏まえ、大河原町内にある柴田農林高校及び大河原商業高校を再編統合し、平成34年4月を目標として、新たな職業教育拠点校を設置しようとするものである。6次産業化を軸とした地域の産業振興への貢献を目指し、学科構成は、23ページに記載のとおり、農業系学科2学級、商業系学科3学級、デザイン系学科1学級としている。

なお、この再編計画の検討に当たっては、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進するため、県教委としては初めてとなる「大河原地域における高校のあり方検討会議」を開催し、地域の方々のご意見を伺いながら、検討を進めたものである。

次に「(3) 水産高校の調理系学科体制への見直し」であるが、平成26年度から、海洋総合科の中に調理類型を新設し、調理師養成施設として認定されているが、調理師免許の取得に求められる高い専門性を踏まえ、調理師養成課程について、専門的な知識を確実に定着させ、技能を向上させるとともに、調理師としての態度や心構えを養成するなど、高校3年間を通じたより適切な教育課程を編成するため、学科としての体制整備について検討していく。

次に、「(4) 通信制課程の充実強化」として、美田園高校における教育支援について記載している。

同校において、不登校経験者や、様々な困難を抱えた生徒の入学が増加していることから、生徒一人一人の事情や特性に応じたきめ細やかな教育支援を行うこととしており、「学び直し対策の推進」、「遠隔地対策の推進」、「学校間連携による通信制の機能の活用」、「eラーニングの推進」に取り組むこととしている。

最後に、24ページになるが、新県立高校将来構想期間におけるこれまでの高校の再編の状況等について、及び平成28年度現在の公立高校の配置状況を記載している。

第3次実施計画の内容については、以上である。

資料の5ページにお戻り願いたい。最後に、「4 次期県立高校将来構想の策定について」御説明申し上げる。

次期将来構想については、平成32年度までの現将来構想の計画期間満了に合わせ、策定(構想期間を平成33年度から平成42年度まで)することとしているが、現将来構想が東日本大震災前に策定したものであることや第2期教育振興基本計画が前倒しで策定されること、さらには県内で小規模校が増加しており早急に対応を進める必要があることなどを考慮し、策定を2年前倒しし、来年度審議会を立ち上げ、2年間で答申をいただくよう議論を進めてまいりたいと考えている。

策定の進め方であるが、学校配置計画(再編計画)の策定に当たっては、地域のニーズを踏まえた魅力ある高校づくりを推進する観点から、「地域における高校のあり方検討会議」を設置し、地域の関係者のご意見を伺いながら進めることとしている。

主な視点(案)については、平成30年度以降加速する少子化の進展への対応や復興を支える人材の育成、

地方創生への対応等の視点を取り入れながら策定を進めて行きたいと考えている。

本件については、以上である。

(質 疑)

伊 藤 委 員 資料5ページの「4 次期県立高校将来構想の策定について」という部分が一番重要であると思う。次期県立高校将来構想の策定を目指すため、今回、新県立高校将来構想第3次実施計画について示していただいたと理解している。

概ね第2次実施計画の内容を踏襲しており、その後の社会情勢等の変化に伴うものや、実施済みの内容が明確に反映されていることは高く評価したい。実際にこの計画を進めるにあたっては、高校教育課が中心となると思うが、建物等の設備関係もあるので教育庁全体で取り組んでいくという理解でよいか伺いたい。

教育企画室長 委員御指摘のとおり、特に再編を伴う高校教育改革については、施設整備はもちろんの事、新しい学科を担うのに必要な教職員の配置やカリキュラムの編成など、教育行政全般にわたる検討が必要となってくるので、教育庁全体で検討組織を立ち上げて、具体的に検討していくことになると考えている。

伊 藤 委 員 今後、この計画の進捗状況等については、毎年、検証していくという考えでよいか。

教育企画室長 まずは来年度から次期県立高校将来構想の検討を進めて行くが、審議会を設置して2年間かけて具体的な内容を策定していくこととなる。

次に、将来構想が出来ると同時に、第1次のアクションプランというか実施計画を策定していくことになるが、それを検証しながら第2次、第3次と継続していき、10年間を見通していく流れを作っていくこととなる。

佐 竹 委 員 別冊資料の18ページ。通信制課程の遠隔地対策の推進について、地域スクーリング（面接指導）等を実施するとあるが、大変ありがたいことであると思う。アクティブ・ラーニングの推進の中で、どのように実施していくのか、回数や頻度などについても注視しているので、こうした取組を推進していただくのはありがたい。

その他、eラーニングの推進の中でICTの活用について、例えば、美田園高校でも入学した子供たちの中には、途中で学校を辞めたり、挫折してしまう生徒達が非常に多い。一生懸命やる気はあるが、生徒の置かれた現状から、なかなか通えなくなってしまふという時に、やはりこのICTをどんどん活用して自学自習のサポートができると良いと思う。これまでも十分やっているとは思いますが、やはり高校の授業は中学校とは全く異なるカリキュラムで難しい面があるので、こうしたICTの活用や地域スクーリングなどで、もう少しきめ細かな対応をしていく必要があると思う。

就職する場合、どうしても採用条件が高校卒業以上となっており、高校を卒業していないというのは大きなデメリットとなる。やる気と意欲があつて、家庭的に恵まれない、環境的に恵まれない子供たちにも、何とか高校卒業の資格をとっていただきたいといつも感じている。

何とかこうした子供たちにも、高校卒業の資格が与えられるような仕組みができないのかなど、いつも感じているので、地域スクーリングやICTを活用する方法もあるということが分かれば、それに向かってステップアップしていけるのではないかと思う。

せっかく通信制という選択肢もあるので、何とか単位が取る方法があつても良いと思う。地域スクーリングやICTなどもフルに活用していただき、ゲームに慣れている子供たちにもICTを良い方向で活用していただき、高校を卒業できるような仕組みづくりについて、是非とも考えていただくようお願いする。

奈 須 野 委 員 別冊21ページの小規模校の対応について伺いたい。

現在、小規模校と言われるのは1学年2学級規模ということで、24ページの配置状況を見ると、平成30年に気仙沼高校と統合する気仙沼西高校も含めて5校があるが、これらの5校は、現時点で「2年連続して生徒数が収容定員の3分の2未満であり、か

- つ160人に満たない」という再編基準に該当しているのか。
- 教育企画室長 別冊資料21ページには、「① 本校の再編基準」として再編を検討するための原則的な再編基準を記載している。記載にあるとおり「2年間連続して3分の2未満、かつ160人に満たない」という基準となっているが、今年度の段階で1年目に該当している高校はない状況である。
- 奈須野委員 私も地方なので学校が再編により無くなっていくことは非常に寂しい。
資料5ページの主な理由の中で、「小規模校（1学年3クラス以下）は17校を数え、早期に検討を始める必要がある」と記載があるが、この再編基準を半分にしたり下げたりという検討は行っていないのか伺いたい。
- 教育企画室長 委員御指摘の部分は、まさに次の将来構想の大きなテーマの1つになるのではないかと考えている。この再編基準については、全国でもいろいろと検討が進められているところである。
再編することによって、生徒にとっては教育環境や部活動などが充実して、いろいろな可能性の選択肢が広がるが、一方では通学距離が長くなったり地域のコミュニティへの影響などもあるので、そうしたバランスをどうするか、宮城県ではどこを目指すのかを審議会の中で議論いただきたいと考えている。
- 高橋教育長 （委員全員に諮って）事務局案のとおり可決する。

第3号議案 宮城県指定文化財の指定及び解除について

（説明者：鈴木教育監）

第3号議案について、御説明申し上げます。

資料は、17ページから30ページである。

はじめに、資料18ページを御覧願いたい。

有形文化財1件について、文化財保護条例第3条第1項の規定により、宮城県指定有形文化財に指定し、無形民俗文化財3件について、同条例第22条第1項の規定により、宮城県指定無形民俗文化財に指定するものである。

また、有形文化財1件について、同条例第4条第1項の規定により宮城県指定有形文化財の指定を解除するものである。

このことについては、宮城県文化財保護審議会に平成29年1月19日に諮問を行い、1月24日付けで、それぞれ「指定及び解除することが適当である」旨の答申をいただいたところである。

以上、宮城県指定文化財への指定4件、指定解除1件について、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

なお、詳細については、文化財保護課長から御説明申し上げます。

（説明者：文化財保護課長）

今回の指定は、有形文化財建造物の「旧大沼家住宅」、無形民俗文化財の「上沼加茂流法印神楽」、「松園虎舞」、「浪板虎舞」の4件である。

また今回の解除は、有形文化財彫刻の「木造十一面観音立像」の1件である。

資料20ページを御覧願いたい。

まずは「旧大沼家住宅」であるが、所在地は柴田郡村田町村田で、所有者は村田町である。旧大沼家住宅は、豪商・大沼正七の屋敷で、村田町村田伝統的建造物群保存地区に位置する。南北に走る本町の通りに直交した短冊状の敷地に、表通りに面して店を配し、その背後に居宅、内蔵が続き、さらに奥に新蔵、西蔵、味噌蔵、塩蔵が並ぶ。さらに表通り並びに裏通りに面してそれぞれ門と塀を構え、屋敷の余地には、前座敷、作業場、風呂場、屋敷神が残っている。

それぞれの建造物の建築年代は、江戸後期から昭和前期に及ぶものである。

旧大沼家住宅は、江戸期から昭和前期に栄えた豪商屋敷の主要な建造物並びに構成要素がほぼ揃い、村田町村田における商家の様相を確実に伝えている。商家としての主要建造物の残存数と保存状況は宮城県内随

一であり、加えて屋敷内諸建造物の建築年代が明らかな点においても学術的並びに歴史的価値は高いものである。

次に、資料23ページを御覧願いたい。

無形民俗文化財の「上沼加茂流法印神楽」である。法印神楽の3つの流派（「浜神楽」「三輪流神楽」「流神楽」）のうち「流神楽」に分類されるものである。

江戸時代の18世紀中頃に始められたという伝承を持ち、明治維新期の修験院の解体、戦争による一時中断といった何度かあった危機を乗り越えて、昭和47年に「上沼神楽研究会」が組織され、昭和61年には「上沼法印神楽神議会」に改称し現在に至っている。

「流神楽」はその殆どが途絶え、現在伝承しているのは日高見流浅部法印神楽（県指定無形民俗文化財）と、この上沼加茂流法印神楽のみで、文化財としての希少価値は高いものである。本神楽の舞人・楽人は両手中指に九字紙を結び、舞は特殊な足踏みの型を行い、手印を結ぶことから修験の手法に基づいた様式をもっており、芸能化されない本来の神楽舞が継承されている。また多くの無形民俗文化財の保持団体が構成員の高齢化に苦慮している中、当団体には20代から40代の会員が所属しており、伝承活動における団体の熱意と努力が見て取れる。

続いて、2件の虎舞である。

資料25ページを御覧願いたい。

虎舞は、岩手県大船渡地域を中心とした三陸沿岸に広く伝承されている大梯子を用いた風流系の芸能であり、とりわけ気仙沼市域には7つの虎舞が伝わっており、県内で最も虎舞が盛んな地域である。

最初の「松圃虎舞」は、旧唐桑町に伝承されたもので、明治22年、松圃地区の畠山八之助が、岩手県気仙郡末崎村（現大船渡市末崎町）にある熊野神社の梯子虎舞を見聞して以来、地元の若者とともに伝習したものである。戦後は「松圃虎舞舞踊団」と称し、女子の手踊りを加えて一層華やかなものとなり、現在は昭和57年に発足した「松圃虎舞保存会」に伝承されている。

本虎舞は、笛と大小の太鼓が奏でるテンポのよい打囃子にあわせて、12メートルの大梯子に、虎囃子（虎の先導役）と2人立ちの虎が登って演じる勇壮な舞が特徴である。本虎舞は、松圃地区の郷社である御崎神社の例祭に、航海安全や大漁を祈願として奉納されてきたもので、当地の生活と結びついて発展してきた芸能である。また舞で使われる虎頭は、獅子頭に近い形相をもつことから、古態を今に伝えているものである。

保存会の伝承活動も、地元の学校教育と連携して行われており、本虎舞の伝承基盤は確立していると判断できる。

資料27ページを御覧願いたい。

「浪板虎舞」は、旧気仙沼市浪板地区の郷土芸能として受け継がれてきた。昭和41年に本虎舞の保存・伝承を目的として、「浪板虎舞保存会」が発足され、構成員は、浪板1区・2区の両行政区に居住する全戸世帯からなっている。

本虎舞は、笛と大小の太鼓が奏でるテンポのよい打囃子にあわせ、約15メートルの大梯子に、虎バカシ（虎の先導役）と3人立ちの虎が登って演じる勇壮な舞が特徴となっている。本虎舞は、浪板地区の郷社である飯綱神社の例祭に航海安全・大漁祈願として奉納されてきたもので、地域社会と結びついて発展してきた芸能である。そのため地区一体となった保存会が組織されており、次世代への継承が顕著に見られる。

以上3件の無形民俗文化財であるが、いずれも古くからの伝承に基づいて受け継がれており、現在の活動はもとより、後継者の育成等今後に向けての取組も顕著であることから、県指定無形民俗文化財の民俗芸能に指定することが相応しいと判断する。

次に、資料29ページを御覧願いたい。

宮城県指定有形文化財（彫刻）「木造十一面観音立像」は、宮城県内在住の旧所有者から、東京都在住の現所有者への所有権及び物件の移転が確認された。

県指定文化財の県外移転により、県として指定継続し保護する必要性が失われることとなったため、指定を解除するものである。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

(質 疑)

伊 藤 委 員 新たに指定候補となっている文化財について、共通しているのは地域に密着しているという事であり、いずれも宮城県の素晴らしい文化財であると思う。

今回、指定を受けた後には、どのような方法で県民の皆さんに情報発信が行われるのか伺いたい。通常であればホームページなどによって周知されることとなると思うが、文章だけではイメージが湧かない方もいるので、今回の資料のように写真入りできちんと伝えていく必要があると思う。それを見た県民のみならず国民の皆さんが、「これは面白そうだ」ということで、この地域を訪れる良いきっかけにもなるので、できるだけ多くの方に見ていただけるよう工夫していただきたい。

齋 藤 委 員 この無形文化財としての虎舞のような舞踊などは、現在どのくらい指定されているのか伺いたい。

文化財保護課長 今回の指定を加えて40となる。

齋 藤 委 員 資料25ページの松園虎舞の説明の中に、「保存会の伝承活動は、地元の学校教育と連携して行われている」とあり、若者たちに伝承されているということは好ましいことであるが、具体的にはどのように地元の学校と連携を行っているのか伺いたい。

文化財保護課長 小学校の高学年が対象であると思うが、保存会の方々が学校を直接訪問して、授業の中で子供たちに虎舞を覚えていただき、それを披露する会などを開催していると伺っている。

齋 藤 委 員 来年度、全国高等学校総合文化祭が宮城県で開催される。その中で伝統舞踊などの部門もあるが、宮城県ではそうした伝統舞踊が、高校生に引き継がれていることが非常に少ないため、恐らく担当者は大変な苦勞をしたと思う。

全国の高等学校の中には、それを誇りとして引き継いでいるところもあり、東北6県では岩手県の鬼剣舞などが、多くの若者に引き継がれているのを目の当たりにした。本県ではそれが意外と少ないと感じていたことから、学校教育との連携ということで伺った。県内でのこうした伝承活動は、大抵は小学校が多く中学校では止まってしまう。さらに高校までは、なかなか広がっていかないと感じている。地元の高校でそうした古くからの物を大切にすることや、そうした伝統芸能なども広がっていくよう学校教育が関わっていかれば良いと思う。

文化財保護課長 確かに委員御指摘のような状況である。実際には、こうした民俗芸能の保存団体は、基本的にはかなり狭い地域で活動をしている。本来、1つの集落などの範囲で伝承されているものであり、かつて小学校が数多くあった時代には、うちの村の学校という感じで伝承活動などが行われていたが、学校の統合により、広い地域から子供たちが通っている中、保存会の方々も他の地域の人に対して伝えることに、遠慮しているということもあると思う。中には、それを乗り越えて活動を行っている方もいるが、高校になるとさらに広い範囲から通ってくるので、地域の芸能を伝える側の気持ちがついて行かないということはあると思う。

しかしながら、高校を卒業して成人になってから、地域の事を大切に思い「昔、学校で教わったな」と思い出しながら、伝承活動に参加してくるケースも、数は少ないがあると思う。

齋 藤 委 員 大変貴重なものであり、やはり保存は大事であると思うので、是非頑張ってください。

佐 竹 委 員 資料29ページの木造十一面観音立像について、旧所有者から現所有者への所有権及び物件の移転が確認されたという事であるが、県が指定した文化財の所有権の移転に関しては、県への届出等の必要はあるのか。自由に譲渡などができるのか伺いたい。

文化財保護課長 基本的には所有権の移転は可能であるが、移転した場合には届出を提出いただき、現在の所有者の確認を行っている。

佐竹委員 所有権を移転する前に、事前の届出は必要ないのか。
文化財保護課長 特に必要はない。
佐竹委員 移転後の事後承認というかたちですね。これは個人も法人も同様か。
文化財保護課長 そのとおりである。
高橋教育長 (委員全員に諮って) 事務局案のとおり可決する。

9 専決処分報告

(1) 第359回宮城県議会議案に対する意見について

(説明者：鈴木教育監)

第359回宮城県議会議案に対する意見について、御報告申し上げます。

資料は、1ページから7ページであるが、2ページを御覧願いたい。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、本年2月7日付けで知事から意見を求められたので、まずは、その内容について御説明申し上げます。

はじめに、「予算議案」であるが、資料3ページの「第359回宮城県議会提出予算議案の概要」を御覧願いたい。

「予算の概要」であるが、平成29年度一般会計歳出予算のうち、教育庁関係分の予算額は、1,840億202万4千円で、平成28年度当初予算と比較すると、312億2,260万4千円の減となっている。減の要因としては、平成25年3月の閣議決定を受け、同年11月に関係道府県と政令指定都市とで合意した県費負担教職員制度の見直しに係る財政措置のあり方により、仙台市立義務教育諸学校の教職員分の給与負担等について、仙台市へ移譲されることから、人件費について、469億8,106万6千円の減となっている。

また、その一方で、災害復旧事業については、138億3,010万6千円の増となっているが、これは、震災により被災した農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校について、平成30年4月の供用開始を目指し事業を実施しており、建築等工事費の増額によるものである。

また、「主な事業」としては、資料3ページから4ページに記載のとおりであるが、本議会で提案を予定している「第2期宮城県教育振興基本計画」に掲げた5つの目標に沿って、項目立てをしている。それでは、主な事業について、御説明申し上げます。

資料3ページを御覧願いたい。

まず、目標1の「自他の命を大切にし、高い志と思いやりの心を持つ、心身ともに健やかな人間を育む」である。(1)の「豊かな人間性と社会性の育成」のうち「イ 志教育支援事業」であるが、平成24年度末にみやぎの先人集「未来への架け橋」を作成し、これまで朗読用DVDやリーフレットを作成・配布しながら、児童生徒に多くの先人の生き方に触れさせ、夢や志、目標を持つことの大切さを実感させる取組を実施してきた。来年度は、第2集の作成を予定しており、これまでの取組を充実させながら、道徳や人権教育にも注力したいと考えている。事業費としては、1,798万2千円を計上している。

次に「リ みやぎ子どもの心のケアハウス運営支援事業」であるが、震災などの影響による児童生徒の心のケアや学習支援、いじめ・不登校問題への対応強化のため、今年度から実施している事業であり、現在、8つの市町が設置する「心のケアハウス」の運営を支援している。来年度は、この取組を実施する市町村を13市町へ拡充する予定であるが、事業費としては、1億6,710万円を計上している。

次に目標2の「夢や志の実現に向けて自ら学び、自ら考え行動し、社会を生き抜く人間を育む」である。(1)の「確かな学力の向上」のうち「ニ 生徒の英語力向上事業」であるが、英語力向上と急速に進むグローバル化への対応のため、新たに仙台市を除く公立の全ての中学2年生を対象に英語能力測定テストを実施し、その結果を活用しながら、連続的・発展的な学習を通じて生徒のコミュニケーション能力を向上させ、グローバル人材の育成と英語力向上を図るものである。事業費としては、570万円を計上している。

次に資料4ページを御覧願いたい。

目標3の「ふるさと宮城に誇りを持ち、東日本大震災からの復興、そして我が国や郷土の発展を支える人間を育む」である。

(1)の「郷土を愛する心と社会に貢献する力の育成」のうち「ロ 多賀城創建1300年記念重点整備事業」であるが、平成36年度に多賀城創建1300年を迎えるに当たり、平成27年度に特別史跡多賀城跡附寺跡の保存活用のため整備基本計画を策定したところである。来年度以降は、多賀城市などとも連携を密にしながら、同跡地が東北を代表する観光資源となるように整備する。事業費としては、2,700万円を計上しており、来年度は実施設計に着手する予定である。

次に目標4の「学校・家庭・地域の教育力の充実と連携・協働の強化を図り、社会全体で子供を守り育てる環境をつくる」である。

(1)の「安心して楽しく学べる環境づくり」のうち「へ 高等学校建設災害復旧事業」であるが、説明の冒頭でも触れたが、震災で被災した農業高等学校及び気仙沼向洋高等学校について、来年度は建築などの工事費を大幅に増額して事業を実施する。供用開始は平成30年4月を予定しており、事業費としては、190億7,099万2千円を計上している。

次に目標5の「生涯にわたり学び、互いに高め合い、充実した人生を送ることができる地域社会をつくる」である。

(1)の「生涯にわたる学習・文化芸術・スポーツ活動の推進」のうち「ハ 第41回全国高等学校総合文化祭(みやぎ総文2017)開催事業」及び「へ 全国高等学校総合体育大会開催事業」であるが、現在、大会開催に向けた準備や業務支援を本格化させている。来年度は大会開催の本番でもあることから、それぞれ事業費を大幅に増額しているが、併せて、5億7,800万円を計上している。

次に、資料5ページを御覧願いたい。

「債務負担行為」であるが、県立学校の屋内運動場改築工事など5件について、必要な期間及び限度額の債務負担を措置するものである。

次に、資料6ページを御覧願いたい。

「予算外議案の概要」である。

まず、条例議案であるが、議第18号議案「職員定数条例の一部を改正する条例」については、学級数の減及び県費負担教職員に係る仙台市への権限移譲により学校教職員の定数を改定しようとするものであり、昨年度と比べて5,134人の減となる。

議第21号議案「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例」については、県費負担教職員の給与負担等が県から仙台市に移譲されることに伴い、関係する規定の整理を行おうとするものである。

続いて、議第24号議案「各種使用料及び手数料の改定に関する条例」及び資料7ページに移り、議第25号議案「手数料条例の一部を改正する条例」については、自然の家などの施設使用料の改定のほか、教育職員免許状の授与証明書交付手数料を新設しようとするものである。

最後に、条例外議案であるが、議第35号議案「県行政に係る基本的な計画の策定について」は、第2期宮城県教育振興基本計画の策定について、議第36号議案「県行政に係る基本的な計画の廃止について」は、現行計画の廃止について、宮城県行政に係る基本的な計画を議会の議決事件として定める条例の定めるところにより、それぞれ、議会の議決を受けようとするものである。

以上 知事から意見を求められた内容について御説明申し上げたが、このことについては、教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条第1項の規定により、2月8日付けで専決処分し、異議のない旨回答したので、同条第2項の規定により報告申し上げます。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員

資料7ページ。議第25号議案の手数料条例の一部を改正する条例の中に、教育職員免許状の授与証明書交付手数料の新設とあるが、これまでと改正後の取扱について、具体的にはどのようなのか伺いたい。

教 職 員 課 長

これは教員採用選考の際の提出書類として、免許状が無い人には、免許状が授与されているという証明書の提出を求めている。これまで本県では、証明書の交付手数料を徴収していなかったが、全国的には金額の差こそあれ、徴収しているのが一般的となつて

おり、課題となっていたところである。そうしたことから、他県の状況を鑑みた上で、今回、証明書交付手数料として400円を徴収するよう新設する条例である。

奈須野委員

新年度予算でより良い教育環境が出来るよう願っている。

資料3ページの目標2「(1) 確かな学力向上」の中に、生徒の英語力向上事業とあるが、具体的な事業内容について伺いたい。

義務教育課長

仙台市を除く県内の公立中学校の2年生を対象として、生徒が自らの英語力の実態を客観的に把握するとともに、意欲を持って目標設定することができるよう、県内統一の英語能力測定テスト、いわゆる英検I B Aを活用する事業を実施する。

これは生徒たちだけではなく、教員に対してもテスト実施前に研修を行い、どのように意欲を持って受けさせるか、実施後にはどのように授業に活用していくのか、2回の研修会を行い子供たち自身とともに、教員の授業改善、指導力向上に結び付けようという事業である。

奈須野委員

予算は少ないがより良い効果が出ることを願っている。

佐竹委員

資料6ページの議第18号議案について、学校教職員5,134人減とあるが、これから英語教育を推進しなければならない中、また震災対応のケアもまだ必要なことを考慮した上での数字なのか。これは学校教育法に準じた人員の減であると思うが、この削減により本県教育の教職員の人数が足りるのか心配である。今後の見通しと現状について伺いたい。

義務教育課長

これはあくまでも、条例定数等に関係するものであり、県費負担教職員に係る仙台市への権限移譲や、統廃合による学校減、児童生徒の減少による学級数の減などの理由による減であり、委員が懸念している部分とは別である。

1.1 課長等報告

(1) 県教育委員会ホームページの改ざんについて

(説明者：教育企画室長)

県教育委員会のホームページの改ざんについて、御報告申し上げます。

資料は、1ページから4ページである。

資料1ページを御覧願いたい。

外部からの不正アクセスにより、県教育委員会のホームページの一部が改ざんされるという事案が発生した。このことにより、原因調査と対応のため、一時的に、ホームページを閉鎖していたが、復旧作業が終了し、ホームページの公開を再開している。

「1 発生事象」であるが、県教育委員会が開設しているホームページの一部で改ざんされた文字列が表示されるものであり、改ざんされた部分をクリックするとページ全体が「旗」や改ざんされた文字列が画面に表示されるというものである。

資料2ページと3ページは、実際に改ざんされたページの画面である。なお、資料4ページは平常時のホームページの画面である。

資料2ページを御覧願いたい。「お知らせ」の下に日付があるが、その下の文字列が改ざんされた文字となっている。

この文字列をクリックすると、3ページの画面が表示され、御覧のように国旗のようなものと文字が改ざんされているのが分かります。

1ページにお戻り願いたい。

次に「2の経緯」であるが、2月5日の12時29分に、ホームページの改ざん情報を乗せるホームページのサイトがあり、そこに改ざん情報が掲載され、その後、15時11分に震災復興企画部情報政策課から当室の担当に連絡があり、県警からの情報として、ホームページが改ざんされていることが伝えられた。

このため、改ざん内容の確認等を行い、17時30分に改ざんされたホームページを閉鎖した。

その後、原因調査と復旧作業を行い、2月8日にホームページを公開している。

「3 影響の有無」であるが、改ざんは、文字情報の表示のみであり、外部へ誘導されるリンクの設定やウイルスが埋め込まれた可能性はなく、ウイルス感染や外部への情報流出の可能性はないと判断している。

「4 原因と対応」であるが、ホームページの運用保守を委託している業者等と調査分析した結果、ホームページの作成ソフトの脆弱性を突いた改ざんであると判断し、脆弱性を回避する作業を行い、ホームページを公開したところである。

当該ソフトの脆弱性については、2月7日付けで総務省からも脆弱性を回避するよう注意喚起がなされているところである。

なお、今回の事態を踏まえ、各学校のホームページの緊急点検を実施しているが、現時点での被害報告は入っていない。

また、「5 その他」に記載しているが、県立学校に在籍する児童・生徒の個人情報については、インターネットに接続していない別のシステムで運用しているため、本事案による影響はない。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(2) 平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜に係る前期選抜及び連携型選抜等の合格状況について (説明者：高校教育課長)

平成29年度宮城県公立高等学校入学者選抜前期選抜の合格状況がまとまったので、御報告申し上げます。

資料の説明に入る前に、今回の前期選抜における、泉高校の学校独自検査問題の設問の一部に正確さを欠く点がありましたことについて、受験生及び関係者の皆様、そして県民の皆様に対し、大変御迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げます。

入学者選抜については、これまでも公正・厳正に実施されるよう努めてきたが、このことを受け、再発防止に努めるとともに、尚一層、正確かつ適切に入学者選抜の事務処理に当たるよう、改めて各県立高等学校に対して通知したところである。今後、選抜事務においてミスのないよう、万全を期して参りたいと考えているので、よろしく願います。

それでは、資料の説明に入る。

資料は、5ページから10ページである。

はじめに、資料5ページを御覧願いたい。

「1 入学者選抜を実施する公立高等学校数・学科数」及び「2 前期選抜を実施した公立高等学校数・学科数」については、記載のとおりである。

次に、「3 総括」であるが、全日制課程では募集人数4,846人に対して、7,943人が受験し、受験倍率は1.64倍、選抜の結果、合格者は4,575人であった。定時制課程では、募集人数296人に対して、196人が受験し、受験倍率は0.66倍、選抜の結果、合格者は143人であった。

続いて、6ページから9ページには、「4 各学校・学科別の合格状況」を掲載しているので、後ほど御覧願いたい。

資料10ページを御覧願いたい。

「1 地区別の出願倍率及び受験倍率」、「2 学科別の出願倍率及び受験倍率」については、資料記載のとおり全ての地区、全ての学科で1倍を越えており、今年度も、中学生が主体的かつ積極的に前期選抜に臨んだことが伺える。

続いて、3,4には「前期選抜において受験倍率の高かった学校」や「最近3カ年の間に学科改編等を行った学校、学科」についてそれぞれまとめている。平成29年度前期選抜において最も受験倍率が高かったのは、仙台一高の6.59倍、また、昨年新設された多賀城高校災害科学科は、2.50倍と昨年よりも受験者が増え、学科の特色や取り組みの周知が徐々に進んできていることが分かる。

最後に、「6 今後の入試日程」として、後期選抜、第二次募集の日程を掲載したので、御覧願いたい。

本件については、以上である。

(質 疑) ┃ 質疑なし

(3) 宮城県美術館リニューアル基本構想について

(説明者：生涯学習課長)

宮城県美術館リニューアル基本構想（最終案）について、御説明申し上げます。

資料は、11ページから13ページ、別冊1の基本構想（最終案）及び別冊2のパブリックコメント等の結果である。

はじめに、資料11ページを御覧願いたい。

「1 経緯」については、12月の定例会でも御説明したが、宮城県美術館は、開館以来35年が経過し、施設設備の老朽化への対応及び現在の社会的要請や環境の変化への対応が求められている。このため、これからの美術館に求められる役割や機能を踏まえたリニューアルの方向性について、今年度末までに「宮城県美術館リニューアル基本構想」を策定することとし、有識者による懇話会を設置し、平成27年度から検討を進めてきた。

「2 基本構想策定までのプロセス」については、2に記載のとおりである。

昨年12月23日から1か月間、中間案に対するパブリックコメントを行い、1月には市町村や関係機関等に対する書面での意見照会や訪問しての意見聴取を行った。

パブリックコメントの結果については、別冊2の1ページから6ページ、また、関係機関等からの意見聴取結果については、7ページ以降に記載のとおりである。

パブリックコメントについては、26名の方から58件という大変数多くの貴重な御意見を頂戴し、宮城県美術館に対する県民の皆さんの関心の高さを改めて実感したところである。

これらを踏まえ、中間案を一部、加筆・修正し、2月2日に最終となる第7回の懇話会を開催し、基本構想（最終案）について御協議いただいた。そこで頂戴したさまざまな御意見も踏まえて再修正を行い、2月8日に懇話会座長から最終のとりまとめを御報告いただいたところである。

今後は、3月の県議会文教警察委員会への報告を経て、基本構想として策定することとなる。

「3 基本構想（中間案）からの主な変更点」については、別冊1の基本構想（最終案）により御説明申し上げます。

まず、懇話会からの意見として、リニューアルに対する基本的な考え方を基本構想の最初の部分で打ち出すべきとの御指摘を踏まえ、2ページに記載のとおり、最終案の「はじめに」において、「(1) 心豊かな人づくりや地域社会の活性化に貢献するなど社会に対して開かれた美術館」など6点について追加で記載している。

次に、このほかの主な変更点について、御説明申し上げます。

中間案からの変更点については、下線を引いているので、下線部分を御覧願いたい。

17ページを御覧願いたい。県立美術館の役割という観点から、県内の美術館やアート関連施設の職員を対象とした研修会の開催等による支援について追記している。

20ページを御覧願いたい。利便性向上の観点から、夏季期間に加えて、週末等の開館時間の延長について追記している。

22ページを御覧願いたい。リニューアルオープンに合わせたより魅力ある作品のコレクションについて追記している。

27ページを御覧願いたい。通信環境の充実の観点から、この2月6日より利用が可能となったFree Wi-Fiの整備について追記している。

29ページを御覧願いたい。美術館のリニューアル及びその後の維持管理や事業の充実に向け、より多くの方々に事業面や資金面等から、美術館を支えていただける「応援団」づくりについて追記している。

最後に、31ページを御覧願いたい。改修工事に伴い、長期に休館する必要があること等を踏まえ、来年度に策定する基本方針において、詳細な年次スケジュールを定めることを追記している。

なお、19ページから20ページに記載している「子どもたちの豊かな感性や創造性、知的好奇心を育む活動を行うための拠点となる「キッズ・ラボ（仮称）」については、子どもだけを対象とするのではなく、子どもを含めて、シニアまでの幅広い世代が美術を通じて交流する場となるよう、今後、その詳細を検討してまいります。

資料1 1ページにお戻り願いたい。

4「基本構想策定以降のスケジュール」については、平成29年度に、具体的な改修内容を検討の上、基本方針を策定し、大規模事業評価等を経て、設計・工事を実施し、平成36年度のリニューアルオープンを目指す予定としている。

本件については、以上である。

(質 疑)

佐 竹 委 員 大変多くのパブリックコメントが寄せられ、宮城県美術館に対する県民の皆様の大きな期待が見て取れる。県民の皆様の御意見も組み込まれていると思うが、「キッズ・ラボについては、年齢を決めない方が良い」など、細かな部分まで見ていただいております。是非とも県民の皆様の声を活かした方向で取り組んでいただきたい。誰もが足を運べるような美術館が出来たら良いと思う。また、新たな御意見があった場合は、是非とも耳を傾けていただき、取り入れられるところは取り入れていただきたい。

生涯学習課長 反響の大きさに我々も驚いている。その中で取り入れられるものとしては、市町村への支援や開館時間の延長などは基本構想の中に盛り込んだ。来年度以降、具体的に基本方針を検討することとなるので、市町村等の美術館等も訪問して、その中でも多様な御意見をいただいた。できる限り、今後とも関係者や県民の御意見も幅広く聞きながら、より良い美術館のリニューアルに向けて取り組んでまいりたい。

佐 竹 委 員 美術館の威厳も保ちながらであるが、「幼なじみのような美術館」といった素敵な表現があって、全てが網羅出来たら良いと思うので、よろしく願います。

伊 藤 委 員 平成36年度を目標にするとの説明があったが、開館の前倒しは難しいか。

29ページの「美術館を支える仕組みづくり」が新たに明記されたことは、非常に大きな意味を持つと思う。パブリックコメントが大変多かったというのは期待の表れでもあり、ここ数年来、素晴らしい絵画の特別展が続いていることが大きいのではないかと。これによって広く宮城県美術館がさらに知られることとなり、行ってみたいと思える美術館になっていると思う。2月6日には、県内施設でFree Wi-Fiも利用できるようになったと報道でも耳にした。

美術館を支える仕組みづくりについて、現在は美術館協力会というのがあると思うが、これとは別に応援団的なものを作るのか。あるいは協力会の幅を広げていくということか伺いたい。

生涯学習課長 はじめに開館のスケジュールについては、平成36年度を目指すと言うことで、来年度、具体的にどこをどのように改修していくのか、ソフト面も含めて詰めていくので、その中できちんとした年次スケジュールを立てていきたいと考えている。

閉館する期間は他県の例を見ると、1年半から2年位になる事が予想されるので、きちんと時期を決めて、着実に間に合うように工事等も進めていかなければならないと考えており、無理のないような形での計画を来年度きちんと立てたいと考えている。

支える仕組みづくりについて、委員御指摘のとおり、現在は協力会として経済界を中心にして支えていただいております。様々なお手伝いをいただいております。その協力会の発展的なものとするかも含めて、幅広い方々に支えていただけるような仕組みを考えてまいりたい。また、資金面でもクラウドファンディングという新しい調達手法も記載しているが、企業・団体に限らず一般の方々にもいろいろな形で支えていただき、応援していただけるような仕組みを考えてまいりたい。

(4)「政宗が育んだ“伊達”な文化」日本遺産認定記念シンポジウムの開催について

(説明者：文化財保護課長)

「政宗が育んだ“伊達”な文化」日本遺産認定記念シンポジウムの開催について、御説明申し上げます。

資料1 4ページを御覧願いたい。

このシンポジウムは、日本遺産に認定された「政宗が育んだ“伊達”な文化」の魅力を県民の皆様幅広く知っていただくとともに、これを活かしたまちづくりや観光振興のあり方を考えていくことを目的としている。

主催は「“伊達”な文化」魅力発信推進事業実行委員会である。

これは、日本遺産の事業を実施するために、県と仙台市・塩竈市・多賀城市・松島町の関係機関、および観光文化関連の団体等で組織したものである。

開催期日は3月20日の月曜日、春分の日祝日で、会場は仙台市の仙台国際センターで開催する。

実行委員会では、これまで紹介パンフレットや映像の作成を行い、現在はホームページと小冊子の作成、説明板の設置等を進めているところである。このシンポジウムは今年度の事業の中では最大の事業となる。

シンポジウムのプログラムは3部構成となっている。

第1部は構成文化遺産の紹介である。最初に宮城県指定無形民俗文化財である、仙台市の「大沢の田植踊」を保存会の皆さんに披露していただく。次に、“伊達”な文化のストーリーと構成文化遺産を映像で御紹介する。これは今回新たに作成したもので、俳優の草刈正雄さんにナレーションをしていただいている。

第2部は、“伊達”な文化の魅力を語るトークショーを行う。これには、昨年のNHK大河ドラマ真田丸で上杉謙信の重臣 直江兼続を演じた若手人気俳優である村上新悟さん、歴史好きなアイドル（歴ドル）として知られ、様々な活動をされているタレントの小日向えりさんの2人をお招きしている。

このお2人から“伊達”な文化についての感想や、質問をしていただき、これについて元仙台市博物館館長で、伊達政宗や仙台藩の文化に精通している佐藤憲一先生に答えていただく形とし、会場の皆様に伊達な文化のさらなる魅力を知っていただくとともに、訪れてみたいという気持ちにもなっていただくことを目指している。

第3部では、「日本遺産で地域を変えよう」と題したパネルディスカッションを行う。こちらでは、日本遺産申請を共同で行った市町の首長に御登壇いただき、今後それぞれの地域の活性化と観光振興にこれをどう活かしていくかについて、抱負を語っていただきたいと考えている。

シンポジウムの開催概要については、以上である。

委員の皆様にもぜひ御来場いただきますようお願い申し上げます。

（ 質 疑 ）

伊 藤 委 員

非常にタイミングの良い時期のシンポジウム開催であると思う。

「1 趣旨」にあるように、「政宗が育んだ“伊達”な文化」の魅力を、広く伝える事が最も大事であると思う。今年は政宗公の生誕450年という特別な年である。

日本遺産の認定について、知名度という点では、現状ではユネスコの世界遺産と比べると、まだ歴史が新しいこともあり低いと思う。

今回のシンポジウムは、トークショーやパネルディスカッションなど素晴らしい構成なので、これを機に魅力について知っていただくことが、まずは大事であると思うので、PR等を含めて成功裏に開催されるよう期待する。

1.2 資料（配付のみ）

- (1) 教育庁関連情報一覧
- (2) スマホ・携帯の使用について注意喚起を図るリーフレット
- (3) 平成29年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（1月末現在）
- (4) みやぎ総文2017「ニュースレターNo. 11」
- (5) 東北歴史博物館特別展「世界遺産ラスコー展」

1.3 次回教育委員会の開催日程について

教 育 長

次回の定例会は、平成29年3月15日（水）開会とし、開始時間については議事が確定次第、追って連絡する。

14 閉 会 午後4時9分

平成29年3月15日

署名委員

署名委員